平成３０年度　第４回

茨　木　市　都　市　計　画　審　議　会

― 会 議 録 ―

会　　議　　録

（敬称略）

会議の名称	平成30年度第４回茨木市都市計画審議会
開 催 日 時	平成31年１月28日（月）13時00分開会・15時15分閉会
開 催 場 所	市役所南館10階大会議室
会　　長	建山　和由
出　席　者	〔 委　員 〕 建山　和由、澤木　昌典、藤里　純子　　＜以上学識経験者＞ 桂　睦子、大野　幾子、朝田　充、岩本　守、大村　卓司、稲葉　通宣、山下　慶喜、河本　光宏、辰見　登 ＜以上市議会推薦＞ 平田　義行、美濃部　愼子　　＜以上市民＞ （以上、計14名）
欠　席　者	秋山　孝正、鈴木　依子、神吉　紀世子、木村　正文、長井　順一
事　務　局	福岡市長、大塚副市長、河井副市長、岸田都市整備部長、 秋元企画財政部長、福井都市整備部次長兼都市政策課長、 砂金都市政策課参事、大下都市政策課長代理
議題（案件）	＜市決定案件＞ ・北部大阪都市計画地区計画の決定(茨木市決定)について ・北部大阪都市計画用途地域の変更(茨木市決定)について ・北部大阪都市計画高度地区の変更(茨木市決定)について ・北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更(茨木市決定)について ・北部大阪都市計画地区計画の変更(茨木市決定)について ＜報告案件＞ ・南目垣・東野々宮町地区の都市計画決定・変更について ・国道171号西河原交差点拡幅に関連する都市計画変更について ・中央公園の都市計画変更について
傍　聴　者	３名

議　事　の　経　過	
発言者	議題（案　件）・発言内容・決定事項
○事務局	ただ今から平成30年度第４回茨木市都市計画審議会を開会する。 開会にあたり、福岡市長からあいさつを申し上げる。
○福岡市長	（あいさつ）
○事務局	本日の出席状況であるが、委員総数19名のうち、現在の出席者は13名となっており、半数以上の出席をいただいており、茨木市都市計画審議会条例第７条第２項の規定により、会議は成立している。また、美濃部委員からは遅参のご連絡を頂いている。秋山委員、鈴木委員、神吉委員、木村委員及び長井委員から欠席のご連絡を頂いている。 また、本日は３名の方が傍聴されている。 （資料の確認）
○事務局	それでは、茨木市都市計画審議会条例第７条第１項の規定により、以後、本審議会の運営を建山会長にお願いする。
○建山会長	本審議会の運営を務めさせていただくので、協力を賜りたい。 さて、本日は、市決定案件として、５件が本審議会に付議されている。また、報告案件が３件上げられている。 まず、議第１０７号「北部大阪都市計画地区計画の決定」について審議することとする。本案件は大阪大学についての内容であるため、澤木委員は関係者となる。澤木委員には委員席をはずしていただき、審議には加わらず、傍聴席で傍聴していただきたいと思うが、異議はあるか。 （異議無し）
○建山会長	それでは、澤木委員は傍聴席への移動をお願いする。 （澤木委員、傍聴席へ移動）
○建山会長	それでは、事務局より説明を求める。 （事務局説明）※パワーポイントによる説明
○建山会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。

議　事　の　経　過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
○朝田委員	学術研究地区Ａ地区、Ｂ地区及びＣ地区について、建築物の高さの最高限度以外の相違点はあるのか。 また、高さ制限を緩和することで高い建物の建築が可能となることに対して、周辺住民からはどのような意見が出たのか。昨年の８月 30 日に開催した地元説明会での住民意見と併せてご説明いただきたい。
○福井課長	学術研究地区Ａ地区、Ｂ地区及びＣ地区について、地区計画の制限上の違いは、建築物の高さの最高限度のみである。Ａ地区は戸建住宅地に隣接するため、高さを 25mに抑える。また、Ｂ地区は主に茨木市域側、Ｃ地区は主に吹田市域側に設定しており、各市の現況の高さ制限を元に、それぞれ 43m、45mの高さ制限を設定している。 周辺住民からの意見であるが、本地区計画区域内で、高さ制限を緩和するのは区域の中心部であり、区域外周部では 10mと、現況よりも厳しい制限を設けている。提出された意見書の内容としては、周辺環境に配慮した内容であるとのご意見を頂いており、地元説明会においても高さ制限に関する大きなご意見は無かった。
○朝田委員	茨木市域内にも住宅地に隣接する区域があるため、具体的な計画が進んでいく際には注意を払っていただきたい。
○辰見委員	昨年の８月 30 日に開催された地元説明会に出席したところ、本計画に対する意見は特段無かった。区域外周部で高さ制限を設ける等、周辺環境に配慮した計画であると理解している。
○山下委員	地区計画の目標の中で、「先端医療」と書かれているが、具体的な内容は把握しているか。
○福井課長	「先端医療」についての内容に関しては、都市計画と直接的な関連が無いこともあり、把握していない。
○藤里委員	意見書の内容について、周辺への安全に対する配慮や危機管理に関する意見があったとのことであるが、過去、実際に大阪大学内で爆発事故が発生した例がある他、学術研究がされるなかでバイオハザードの問題も懸念されるところである。地域住民として、大阪大学には安全な施設管理をお願いしたい。
○建山会長	大学の施設運営に関しては、安全性を確保するよう大学及び市消防部局で協議をしていただきたいと思う。

議　事　の　経　過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
○建山会長	他に意見や質問はないか。 （意見等無し）
○建山会長	それでは、議第１０７号については、都市計画の案のとおり承認してよろしいか。 （異議なし）
○建山会長	それでは、議第１０７号については、案のとおり承認することとする。
○建山会長	澤木委員は委員席への移動をお願いする。 （澤木委員、委員席へ移動）
○建山会長	次に、議第１０８号「北部大阪都市計画用途地域の変更」、１０９号「北部大阪都市計画高度地区の変更」、１１０号「北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更」、１１１号「北部大阪都市計画地区計画の変更」については、相互に関連する内容であるため、合わせて審議することとする。事務局より説明を求める。 （事務局説明）※パワーポイントによる説明
○建山会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○朝田委員	都市計画変更の理由として、「教育施設の収容状況への配慮」とあることや、「彩都の教育施設がマンモス校化している」という説明があったが、具体的な状況を教えていただきたい。
○福井課長	彩都西小学校の状況であるが、現在の児童数は約 1,000 名であり、茨木市内の市立小学校でも１位か２位である。１学年の学級数は約５クラスで教室数が一杯になる状況がここ数年続いている。
○平田委員	茨木市における彩都地区の人口を教えていただきたい。
○福井課長	彩都西部地区の計画人口は 9,000 人である。現在は約 8,000 人の市民が住まわれている。

議　事　の　経　過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
○桂委員	整備方針に関して、「街角緑地」や「コミュニティスポット」等の計画があるが、これらの維持管理方法についてはどのように考えているか。
○福井課長	現在、事業者と開発の事前協議中であり、緑地の維持管理についても、将来的に市に移管するのか、または民間主導で行うのかといった検討を行っている。彩都地区では、一般財団法人の「コミュニティ彩都」が地域コミュニティの運営を行っており、そういった視点を踏まえながら、緑地の維持管理や、それに伴う地域コミュニティについて協議していく。
○桂委員	アメリカのインディアナポリスに視察に行った際、自治会で花壇や周辺道路の清掃や管理を行っており、非常に参考になった。良い街並みをつくった際、行政が維持管理をするのではなく、住民が行い、彩都地区の地区計画が継続的に繋がれていくよう、地域のコミュニティ育成を含め、地域住民が自ら街並みを維持管理していける体制作りをお願いしたい。
○建山会長	他に意見や質問はないか。 （意見等無し）
○建山会長	それでは、議第１０８号から１１１号については、都市計画の案のとおり承認してよろしいか。 （異議なし）
○建山会長	それでは、議第１０８号から１１１号については、案のとおり承認することとする。
○建山会長	次に、報告案件「南目垣・東野々宮町地区の都市計画決定・変更」について、事務局より説明を求める。 （事務局説明）※パワーポイントによる説明
○建山会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○河本委員	本地区は、摂津市及び高槻市に隣接するが、地区内のまちづくりについて、２市とは情報共有をしているか。十三高槻線沿道の開発は、隣接する市に影響が生じると考える。

議　事　の　経　過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
○福井課長	区域区分の変更については、大阪府決定の都市計画変更となるため、広域的な観点に関しては、大阪府を通じて議論を進めている。また、隣接する摂津市、高槻市には、本計画内容の周知及び意見交換を行いながら進めている。
○山下委員	地区計画の内容について、建築物の高さの最高限度は「施設導入地区」にのみ定められているが、「業務地区」及び「商業地区」は高さの最高限度は無いのか。
○福井課長	高さ制限は、本区域全体を高さ制限 22mの第五種高度地区に指定したうえで、「施設導入地区」においては地区計画で別途個別の高さ制限を設ける。
○朝田委員	用途地域を準工業地域に指定するということであるが、営農を希望されている方に対して、環境面や税制面でどのような影響があるのか。 また、今後の都市計画変更の流れとして、今年の７月に本審議会に付議されるとのことであるが、変更事項は一括して審議するのか。
○福井課長	営農環境への影響についてであるが、営農を希望される方に関しては、所有者の意向を踏まえ、土地利用計画図に示す農地エリアに換地するものとする。地元説明会では、生産緑地に関する質問があった。それに対し、今年５月頃から営農を希望される方に生産緑地の指定に関する案内を郵送し、６月から７月にかけて指定申出の受付を行う予定である旨を説明している。 今年の７月に本審議会に付議させていただく内容として、大阪府決定案件の「区域区分」及び、市決定案件の「用途地域」、「高度地区」、「防火地域及び準防火」、「土地区画整理事業」、「下水道」、「地区計画」を、関連する案件として一括してご審議いただく予定である。
○朝田委員	区画整理後の農地エリアとごみ処理施設が近接することについて農地所有者は了解しているか。
○福井課長	本土地区画整理事業は組合施行で行われるが、農地エリアを計画するにあたっては、組合と地権者が十分議論している。農業用水や日当りにより、当エリアが適していると判断したと聞いている。
○建山会長	他に意見や質問はないか。

議　事　の　経　過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	（意見等無し）
○建山会長	本案件の審議に関しては、次年度に行っていただく予定とする。
○建山会長	次に、報告案件「国道 171 号西河原交差点拡幅に関連する都市計画変更」について、事務局より説明を求める。 （事務局説明）※パワーポイントによる説明
○建山会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○朝田委員	市民意見としては、出来る限り早急に右折レーンを設置していただきたい。今後の事業スケジュールは、具体的に決まっているか。
○岸田部長	都市計画決定がされると、順次、用地買収の交渉に入っていく。用地買収に当たっては、数年かかると想定している。その後、工事着工となる。市の事業として取り組む、総持寺駅前線の整備に関しても、同程度かかるものと想定している。
○朝田委員	出来る限り住民同意の上で、丁寧に事業を進めていただきたい。
○辰見委員	国道 171 号線は非常に交通量の多い国道であり、その内の 215mの区間のみ、自転車レーンや歩道等を整備して効果はあるのか。市としてはどのように考えているか。
○砂金参事	地元説明会で、参加者の方からも同様のご意見をいただいた。市としては、西河原交差点で交通事故や交通渋滞が多発している現状を早急に解決すべき課題と捉え、国に働きかけてきたものである。まず、西河原交差点に右折レーン等を整備し、残りの区間の整備は、引き続き国に要望していく。
○藤里委員	地元説明会の開催の告知はどの様に行ったのか。
○砂金参事	12 月号の市の広報誌及びホームページに、地元説明会の案内を掲載した。また、周辺の連合自治会長を通じて自治会への周知を行った。また、拡幅予定区域の地権者であるローレルハイツの住民から要望があったため、12 月 27 日に別途説明に伺った。

議　事　の　経　過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
○平田委員	右折レーンは何か所設置するのか。
○砂金参事	神戸行車線及び京都行車線にそれぞれ１か所設置する。また、別途市の事業として、交差点南側の総持寺駅前線に１か所設置し、交差点北側の太田線については、南の道路との中心線のずれを解消する予定である。
○平田委員	工事に伴い、歩道橋は撤去するのか。
○砂金参事	撤去する方向である。
○平田委員	追手門学院が４月に開学する予定であるが、市として通学路のルートは考えているのか。
○砂金参事	市が検討しているわけではないが、昨年の春に、追手門学院の先生と現地調査した。現在検討されているルートは、総持寺駅前線の一本西側にある道路を予定しているとのことである。
○平田委員	通学路の設定に関しては、市は関与しないのか。
○砂金参事	市としては、通学路上危険な箇所が無いかを現地確認した。その上で、今後学校が通学路のルートを設定した後、市として出来る安全対策等の対応を検討していく。
○平田委員	道路幅員の変更区間を215mとした根拠について伺いたい。
○砂金参事	直進している車が右折するために必要なシフト長や、右折車の滞留に必要となる滞留長など、道路構造令に基づき算出した。
○大村委員	右折レーンの設置については歓迎するが、道路の拡幅により、歩行者が道路を横断する距離が長くなる。歩道橋を撤去するということであるので、歩車分離信号等、歩行者が安全に通行出来る様に検討していただきたい。
○砂金参事	公安委員会との協議の中で検討していく。
○建山会長	他に意見や質問はないか。 （意見等無し）

議　事　の　経　過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
○建山会長	本案件の審議に関しては、次年度に行っていただく予定とする。
○建山会長	次に、報告案件「中央公園の都市計画変更」については、関係部署の職員も事務局として出席されるとのことである。 （関係職員着席）
○建山会長	それでは、事務局より説明を求める。 （事務局説明）※パワーポイントによる説明
○建山会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○藤里委員	新施設の内容について、当施設はどういった目的で建設するのか。
○秋元部長	新施設については、市民が憩い、活動することの出来る「サードプレイス」や「ホール機能」、それに付随する図書館機能やネウボラ等の子育て支援機能など、複合施設として整備する方針である。合わせて、当エリアは東西軸と南北軸の交点にあり、緑の配置や沿道の効果的な活用等により、まちづくりの起点となるエリアを目指す。
○藤里委員	ローズWAM、養精中学校西側の教育センター、合同庁舎のファミリーサポートセンターやプラネタリウム等、子育て支援関連の施設は周囲に数多くある。それらの施設を新施設に機能移転するのか。または新施設は別の用途で利用するのか。
○秋元部長	子育て支援に関しては、切れ目のない支援を実現する「いばらき版ネウボラ」を新施設に導入する方針であり、今ある周辺施設の機能を集約させる予定である。プラネタリウムについても、子育て世代の方に集っていただくことを目的に、新施設に移転する予定である。また、図書館等の機能を新施設に導入することで、憩いの場や集いの場としての相乗効果を図っていく方針である。
○藤里委員	現在のローズWAMは、交流機能や、配偶者暴力相談支援センターとしての機能等を有しているが、将来的に、交流機能は新施設へ、配偶者暴力相談支援センターはローズWAMへ機能を整理するという方針なのか。
○河井副市長	機能集約化の方針として、合同庁舎内の子育て支援総合センターや春日

議　事　の　経　過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
○河井副市長	にあるこども健康センター等を新施設に集約させる予定である。また、合同庁舎内の図書館やプラネタリウムについても、新施設に移転する予定である。新施設完成後に解体予定である福祉文化会館内の、社会福祉協議会を合同庁舎に移転する等により、集約・統合を図り、機能を充実させていく方針である。市民総合センターは、教育センターとしての機能に特化していく考えである。ローズWAMに関しては、配偶者暴力相談支援センターとしての機能は継続させる。また、ローズWAMの子育てに関連する機能は、男女共同参画の事業の一環として位置付けているため、引き続き、その事業の枠内で運営していく。
○藤里委員	ローズWAMは現在「交流の場」と「保護の場」という２つの機能が重複している状態であり、交流のための機能を新施設に移転させるのであれば、ローズWAMは配偶者暴力相談支援センターとしての機能に特化させても良いのではないか。
○河井副市長	新施設を、ネウボラや交流空間として運用していく上で、ローズWAMでの交流機能については検討していく。
○朝田委員	市民会館の建替えについては、市民議論はまだ終わっていないと思っており、多くの市民もそのように思っているだろう。敷地設定に関しても、A案とB案があるなかで、B案に決定し、都市計画変更をするとのことであるが、もっと議論をするべきではないのか。スケジュールありきで進んでいるのは非常に遺憾である。B案は、南グラウンドの緑地内に新施設を建てる計画であるが、緑地内には貴重な記念樹等が数多くあり、それらを残してほしいという意見もある。また、南グラウンドの代替として北グラウンドを拡張するとのことであるが、テニスコートが無くなることへの反対意見もある。私の意見としては、市民会館とその周辺エリア全体の整備をするB案ではなく、市民会館のみを同敷地で建替えるA案にすべきであると思う。大型プロジェクトによって地域が活性化するというのは幻想である。
○桂委員	議会では、市民会館の建替えに関して６年程議論を重ねてきているが、その中では様々な意見が出てきている。来年度に都市計画変更の審議をする際は、過去の議論の経過や「市民会館跡地エリア活用基本計画」の内容について、審議会委員に事前説明をしていただくよう、事務局にお願いする。
○辰見委員	基本構想では理想が掲げられているが、現実的でないように思う。芝生

議　事　の　経　過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
○辰見委員	広場の維持管理は大変であり、困難ではないか。 公園面積を補填する目的で、旧市民会館及び福祉文化会館の敷地を、公園に編入するのではなく、必要な施設のみを当敷地に建設すべきではないか。都市計画変更をして、将来に渡り建物を建てられなくなるのはいかがなものか。
○藤里委員	過去の議論の経過に関する資料があれば、拝見したい。
○建山会長	本案件に関しては、過去の議論の経過について周知された上で、次年度に審議を行っていただく予定とする。
○建山会長	他に意見や質問はないか。 （意見等無し）
○建山会長	その他、事務局から連絡事項があればお願いする。
○事務局	委員の皆様には、活発な議論をいただき感謝する。今年度の都市計画審議会は、本日をもって全ての予定案件をご審議いただいた。また、本年度をもって、建山会長と市民委員の美濃部委員、本日、欠席されている木村委員が退任される。代表して、建山会長からごあいさつをお願いする
○建山会長	（あいさつ）
○事務局	最後に、福岡市長からお礼のあいさつを申し上げる。
○福岡市長	（あいさつ） （15 時 15 分閉会）